

各務原市交通安全協会会則の一部を改正する規則について

令和2年7月1日

第6号

各務原市交通安全協会会則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

理由

令和2年10月1日付で各務原市交通安全協会地域部会を廃止し、他の交通安全関係諸団体への統合を図るため。

各務原市交通安全協会会則の一部を改正する規則

各務原市交通安全協会会則の一部を次のように改正する。

第10条の項第2号「地域部会」を削る。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。